

## 東京都労働委員会 第2回調査報告書 (JHU)

期日：2021年9月8日、10:30~11:30

申立人出席者： 山口委員長、山崎書記長、指宿代理人（弁）、加藤代理人（弁）、その他6名

被申立人出席者： 飯塚人材戦略部長、伊藤人材戦略部労務グループ長、

今尾人材戦略部労務グループマネージャー、富田代理人（弁）、山形代理人（弁）

参加者（52名）： 組合2名、代理人弁護士2名、支援者38人、その他10名

進行：

### 1. 組合側に対する調査：

#### (1) 提出された第1準備書面および証拠書類の確認

⇒ 提出された文書およびこれまでの経緯に関する組合側補足

##### ① 8月4日の交渉について補足

- a. 役員が出席せず、その理由も説明しなかった（誠実交渉義務違反、中立保持義務違反）
- b. 要求の趣旨説明もしていない中、内容の無い回答書が一方的に出された
- c. 交渉で解決する意思があるのか確認したが、あいまいな発言をして答えなかった
- d. 役員が出席しない中でも、組合から事務折衝として交渉を続けたらどうかと伝えたが、それには答えず交渉の席を立てて退席した
- e. 8月4日交渉当日、外国人を含む既成運航乗務員の採用を発表した
  - ・ 要求に対し無回答の回答書を押し付ける一方、被解雇者で原告となった者から一人も原職復帰させていない中で、新たな運航乗務員の採用を唐突に表明
  - ・ 解決をする気があるのか憤りさえ感じる対応をした

##### ② 8月4日の交渉を受けての対応

- a. 8月24日に組合より会社に「抗議と団体交渉再設定の要求」の文書を提出
- b. 9月1日の第1準備書面を都労委に提出
- c. 9月3日、会社より9月21日または24日に1時間の団交を開催する旨の通知を受領
- d. 9月7日、会社の団交通知に対し、組合から「21日と24日の両日、合わせて2時間の団体交渉を求めると返答

#### (2) 労働委員会から本日の調査に係る説明

⇒ 労働委員会より

- ・ 委員会への申立て内容は、4月5日、13日、22日付の団交要求に対して、会社の対応が「正当な理由がない団交拒否にあたるか」、労組法7条2項の不当労働に当たるかということ。

- ・ その後の交渉の状況も当委員会として注視している。何かあれば当委員会として対応するということになるかもしれないが、今の段階では、4月の団交申入れに対する会社側の行為が不当労働行為にあたるかを判断することになる。
  - ・ その関係で、4月30日付の会社の回答書があって、今回は組合から第1準備書面が出された。次回はこれに会社側から認否反論をしてもらおうと考えている。
  - ・ 委員会として問題と考えているのは、会社が4月30日付文書の中で、①会社に雇用される労働者の代表に該当するのかの疑義がある、②別の組合と同一の事項について団交を求めるのは会社に二重団交を求めることになる、③対象者が特定されず協議対象が定まらないことを理由にして、組合に見解を求めている。その後の対応を見ていると、②番目と③番目については、当事者間での認識の相違が解消されていると思われるが、①についてはまだ会社側から十分な説明がされていない。その点について会社側に補充して説明するよう伝えたいと思っている。
  - ・ 「会社に雇用される労働者の代表に該当するのか」の解釈は、狭い民法上の意味ではなく、労組法7条の解釈の幅は一定程度広い。仮に最高裁で解雇が有効で、その判決で雇用がその時点ではなくなったとしても、かつての雇用問題に対する未解決の問題があって、それが継続的に団交の事項になっているとすれば、それは団交の対処になるという一般的な考え方がある。
  - ・ 会社側がどのように補充説明してくるかによるが、それに対して組合側がどのように反論するのか、何か言えることがあるのか。申立てに対する判断としては、そこが大きな争点になってくると思っている。
  - ・ 今後、新たな問題が発生して、何か追加して申立てることがあれば、また別の論点が出てくるのかもしれない。
  - ・ 会社側に説明を求めて、それに対して組合側から認否反論をすることになるかと思う。
  - ・ こうした法的な問題をきちんと整理しながら、審査を進めていくという側面もあるが、他方で、本当に命令発出が正しいのか、それとも和解による解決が望ましいのか。会社側は和解による解決に必ずしも前向きな姿勢を見せていないように思うが、状況に応じては企業側の参与委員とも話し合いをしながら、何か解決の糸口がないか検討をしてみたいとは思っている。それについて組合側から何かあったら、当委員会に説明頂いて、委員会もタイミングを探っていきたいと考えている。
- ⇒ 組合側（代理人）より
- ・ 会社とは事務折衝はやったものの、実質的な話はまだできていない。役員を出す、出さない、という所がネックになっている。組合としては、実質的な話し合いには入りたいと考えている。
  - ・ 会社の「回答」書は、実質的にゼロ回答的な受け取り方を組合はしている。これで解決するとは現実的に思えない。解決のためには条件や環境を整え、作っ

ていく必要があると思っている。ILO 勧告も出ているので、国土交通省などを巻き込みながら、解決の土台を作っていきたいと考えている。進捗があれば報告したい。

⇒ 労働委員会より

- ・ 労働委員会として独立して判断していく。間接的な状況については、書証や口頭にて示していただいで参考にはする。労働委員会としてはあくまでも証拠に基づいて判断するというこことで対応していきたい。

## 2. 会社側に対する調査

### 3. 組合側、会社側同席で、9月8日調査の内容確認と今後の進行確認

- ① 準備書面、証拠書類、双方から提出された書類の確認
- ② 次回調査までに、会社側から組合側準備書面に対する認否反論の補充書の提出
- ③ 次回調査までに、会社側から4月30日付文書の「会社に雇用される労働者の代表に該当するのかの疑義」について補充書の提出
- ④ 次回調査期日は10月19日（火）、13:00～（10月12日までに会社側の書類提出）

以上

文責：山崎